

改正

平成14年2月25日教委規則第4号

平成17年3月24日教委規則第3号

平成22年6月30日教委規則第3号

平成25年10月1日横書き施行

旧堀田邸の管理及び運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、旧堀田邸の設置及び管理に関する条例（平成11年佐倉市条例第19号。以下「条例」という。）第11条の規定により、旧堀田邸の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 旧堀田邸の休館日は、次のとおりとする。ただし、佐倉市教育委員会（以下「教育委員会」という）が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたるときは、その翌日とする。

(2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

(開館時間)

第3条 旧堀田邸の開館時間は、午前10時から午後4時30分までとする。ただし、午後4時以降は、入館することができない。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用時間及び撮影時間)

第4条 条例第5条第2項の規定により施設の使用のために承認され、及び同条第3項の規定により撮影のために許可された時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

2 施設の使用及び撮影の開始後において、これらに係る時間の延長は、認めない。ただし、教育委員会が他の使用に支障がないと認めたときは、この限りでない。

(使用及び撮影の申請等)

第5条 条例第5条第1項の規定による入館の承認は、入館券の交付によって行う。

- 2 条例第5条第2項の規定により施設の使用の承認を受けようとする者（以下「施設使用申請者」という。）は、使用月の6月前から使用日の3日前までに、旧堀田邸施設使用申請書（別記様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- 3 教育委員会は、施設の使用を承認したときは、施設使用申請者に対しその旨を連絡し、旧堀田邸施設使用承認書（別記様式第2号）を交付する。
- 4 条例第5条第3項の規定により撮影の許可を受けようとする者（以下「撮影使用申請者」という。）は、撮影月の6月前から撮影日の3日前までに、旧堀田邸撮影使用申請書（別記様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- 5 教育委員会は、撮影を許可したときは、撮影使用申請者に対しその旨を連絡し、旧堀田邸撮影使用許可書（別記様式第4号）を交付する。
- 6 施設の使用の承認及び撮影の許可は、申請の順位によりこれを行い、申請が同時に行われたときは、協議又は抽選によりこの順位を決める。ただし、公用又は公益上教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（使用及び撮影の取消し及び変更）

第6条 施設の使用の承認を受けた者（以下「施設使用者」という。）は、施設の使用を取り消し、又はその内容を変更しようとするときは、旧堀田邸施設使用取消（変更）申請書（別記様式第5号）に旧堀田邸施設使用承認書を添えて教育委員会に申請しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定による申請を承認したときは、旧堀田邸施設使用取消（変更）承認書（別記様式第6号）を施設使用者に交付する。
- 3 撮影の許可を受けた者（以下「撮影者」という。）は、撮影を取り消し、又は変更しようとするときは、旧堀田邸撮影使用取消（変更）申請書（別記様式第7号）に使用承認書を添えて教育委員会に申請しなければならない。
- 4 教育委員会は、前項の規定による申請を承認したときは、旧堀田邸撮影使用取消（変更）承認書（別記様式第8号）を撮影者に交付する。

（使用の承認及び撮影の許可の取消し等）

第7条 教育委員会は、条例第7条第2項又は第3項の規定により施設の使用の承認を取り消し、又は使用を停止したときは、旧堀田邸施設使用取消（停止）通知書（別記様式第9号）により施設使用者に通知する。

2 教育委員会は、条例第7条第5項で準用される同条第2項又は第3項の規定により撮影の許可を取り消し、又は撮影を停止したときは、旧堀田邸撮影使用取消（停止）通知書（別記様式第10号）により撮影者に通知する。

（遵守事項）

第8条 入館者、施設使用者及び撮影者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1） 指定された場所以外で喫煙し、飲食し、又は火気を使用しないこと。
- （2） 許可なく宣伝、勧誘、文書若しくは図画の配布又は物品の販売その他これらに類する行為をしないこと。
- （3） 指定された場所以外は出入りしないこと。
- （4） 展示資料に触れたり、植栽を傷つけたりしないこと。
- （5） 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- （6） 施設、設備等の利用を終えたときは、これを元の状態に復し、又は所定の場所へ返還すること。
- （7） その他係員の指示に従うこと。

（職員の立入り）

第9条 施設使用者及び撮影者は、教育委員会の職員が旧堀田邸の管理上、使用中の施設に立ち入ろうとするときは、これを拒むことができない。

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか、旧堀田邸の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成14年2月25日教委規則第4号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月24日教委規則第3号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月30日教委規則第3号）

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

別記

様式第1号（第5条関係）

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第5条関係)

様式第5号 (第6条関係)

様式第6号 (第6条関係)

様式第7号 (第6条関係)

様式第8号 (第6条関係)

様式第9号 (第7条関係)

様式第10号 (第7条関係)